

財務省告示第三百八十号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十項の規定に基づき、平  
成十七年九月十二日に発行した割引短期国債の発  
行条件等を次のとおり告示する。

平成十七年十月七日

財務大臣 谷垣 禎一

- 一 名称及び記号  
割引短期国庫債券（第三百八十  
四回）
- 二 発行の根拠  
国債整理基金特別会計法（明治  
三十九年法律第六号）第五条第  
一項
- 三 法律及びその  
の振替法の適  
用等  
社債等の振替に関する法律（平  
成十三年法律第七十五号）以下  
「振替法」という。の規定の適  
用を受けるものとし、その振替  
機関は日本銀行とする。
- 四 発行方法  
価格を競争に付して行われる入  
札（以下「価格競争入札」とい  
う。）による発行（以下「価格競  
争入札発行」という。）及び価格  
競争入札と同時に行われる入札  
であつて、財務大臣が各国債市  
場特別参加者ごとに応募限度額  
を定めるものによる発行（以下  
「国債市場特別参加者・第  
価格競争入札発行」という。）  
五 募入決定の  
方法  
各申込みのうち応募価格の高い  
ものからその応募額を順次割り  
当てる。



